

知床世界自然遺産地域管理計画(案)に対する意見一覧表

3. 遺産地域の概要

(4) 社会環境

ア 歴史

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-11	3段落目に以下の内容を追記すべき。 「こと羅臼側においては、数百人の羅臼町民が知床半島先端部においてコンブ漁等の生産活動に従事し、現在も生活している歴史がある」	ご意見を踏まえて、一部を修文いたします。

4. 管理の基本方針

(2) 管理に当たっての必要な視点

ア 地域との連携・協働

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-1	今現在の環境で、「地域住民による現場の視点を遺産地域の管理に活かす」や「地域住民や関係団体からの意見や提案を幅広く聴き、遺産地域の管理に活用する」などを地域住民に求めることに矛盾を感じる。意見や提案をするには現場に立ってみなければわからないが、現場には今現在自由に立ち入ることができない。地域住民の高い自然保護に対する意識や行動によって今があるのに、この地域住民が守り続けてきた自然に地域住民が自由に立ち入りふれることができないことに納得できない。本当に地域住民からの意見や提案を受け入れるのであれば、地域住民には自由に現場を出入りできる環境にしなければならないと思う。また、個人情報保護法に基づき、住民が行政と意見交換の出来る場を設けて欲しい。	一般観光客による利用に対する各種制限が、地域住民による利用であっても一律に適用されることの適否判断については、その制限の目的に応じて、個別に検討していくことが必要と考えています。その上で、地域住民による利用に対する制限の必要性は低いと判断される場合には、制度上、可能な範囲で制限を緩和していくことを検討いたします。 また、知床五湖の利用調整については、個別に地域の関係者の皆様と話し合いの場を設けさせていただいておりますが、同様に行政機関と住民の皆様の意見交換の機会を今まで以上に設けていきたいと考えています。
090629-12	地元の経験者(かつての漁業従事者など)の意見を聞くべき。	遺産地域の管理にあたっては、地元の経験者(かつての漁業従事者など)を含む地域の皆様の御意見を聴く機会を今まで以上に設けていくこととします。

イ 順応的管理

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-2	地域での現事業団体の今後の活動内容、又今後興す可能性のある事業に対しても順応的管理なのか。興されてからでは遅い場合もある。世界自然遺産の趣旨を基に予め守るべき条件をあげ、対策を取って欲しい。例えば、モーターパラグライダー、釣り、ヨット等、現事業団体に対しても同様に、又ガイド一人当たりの利用者数の制限の様に、各事業団体数の制限、1団体のガイド者数の制限、1団体の車両数の制限など先の対策をすべき。	ご指摘の趣旨は、遺産地域内で行われる新たな観光事業についての順応的管理というよりも、予防原則の観点にたった規制の必要性についてのご指摘と受け止めました。ご指摘の課題については、4(2)カ レクリエーション利用と自然環境の保全の両立にあるように、利用適正化検討会議の場等において検討していきたいと考えています。

ウ. 陸域及び海域の統合的管理

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-13	調査研究について、植物と動物では変化の兆候の発生に時間差があるため、動植物の調査研究はそれぞれ分けて検討すべき。また、迅速な対応が取れるよう組織体制を整えるべき。	動植物種ごとに、それぞれ多くの調査研究やモニタリングが行われていますが、これらの成果を統合し、遺産地域の生態系や生物多様性の現状について、全体的な評価を迅速に行っていく必要があります。この観点から、現在、望ましいモニタリングのあり方(内容、体制等)について検討を進めているところです。

エ. 地域区分による管理

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-14	羅臼町と斜里町とでは、観光産業や水産業(漁業活動)の実情が異なるため、個別に見直すべき。羅臼町側A地区では、自然景観や自然を壊さずに、昭和の時代から漁業活動を営んでいた歴史がある。A地区にもB地区同様、「持続可能な観光や漁業活動等の利用と両立」を認めて欲しい。	羅臼町側A地区、特に海岸部において、斜里町側と異なる歴史があることは認識しています。また、本案の記述は、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのない観光や漁業活動を否定するものではなく、個別法においても認められるものと考えています。

オ. 一次産業との両立

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-15	「木材生産を目的とする森林施業は行われなくなった」が正しい歴史的背景である。	ご意見を踏まえて、一部を修正いたします。

カ. レクリエーション利用と自然環境の保全の両立

整理番号	ご意見の概要	対応
090604-1	「適正利用の科学的知見」について <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の行動時間利用ルート、団体規模を把握して、実際の同時滞在者数に対する利用者の評価を見極めることが望ましい。 ・理想的な将来像、必要最低限の許容水準、水準内におさめるモニタリングシステムや管理活動についても検討するが望ましい。 ・利用者の適正数を検討するためには、正確な利用者数データが必要である。知床で実施されている利用者数の計測結果から、利用状況の検討を経年で進めることが望ましい。 	ご意見は、知床国立公園利用適正化検討会議等での検討に際して参考とさせていただきます。

090629-2	<p>(前掲) 地域での現事業団体の今後の活動内容、又今後興す可能性のある事業に対しても順応的管理なのか。興されてからでは遅い場合もある。世界自然遺産の趣旨を基に予め守るべき条件をあげ、対策を取って欲しい。例えば、モーターパラグライダー、釣り、ヨット等、現事業団体に対しても同様に、又ガイド一人当たりの利用者数の制限の様に、各事業団体数の制限、1団体のガイド者数の制限、1団体の車両数の制限など先の対策をすべき。</p>	<p>(前掲) ご指摘の趣旨は、遺産地域内で行われる新たな観光事業についての順応的管理というよりも、予防原則の観点にたった規制の必要性についてのご指摘と受け止めました。ご指摘の課題については、4(2)カ レクリエーション利用と自然環境の保全の両立にあるように、利用適正化検討会議等の場等において検討していきたいと考えています。</p>
090629-16	<p>地域における合意形成をより図るために、「知床国立公園利用適正化検討会議」について、情報共有・情報公開を図るべき。</p>	<p>知床国立公園利用適正化検討会議は公開で行うとともに、知床データセンター(URL: http://dc.shiretoko-whc.com/)でも過去の検討経緯・議事録を全て公表している他、例年、ウトロ地区と羅臼地区において、報告会を開催してきました。ご意見も踏まえ、今まで以上に、これらの取組に努めて参ります。</p>

5. 管理の方策

(1)陸上生態系及び自然景観の保全

イ. 野生動物の保護管理

(ア)植物

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-17	<p>昭和40～50年代に比べ、知床岬に立ち入る人間が少ない(おそらく半数以下)現状において、「人の踏みつけ」を理由とした知床岬利用を制限すべきではないのでは。</p>	<p>知床岬を含む知床半島先端部地区は、極めて原始性の高い自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全を図る観点から、当該地域における利用の心得を定めているところであり、積極的な利用を想定していないところです。利用の心得では植生等への配慮として、踏みつけにより痛みやすい脆弱な植生地や表土が崩れやすい場所への立入りはしないことを定めているところです。知床岬等の適正な利用のあり方については、利用状況等をモニタリングしつつ、関係機関や地域の皆様のご意見も聴きながら改めて検討したいと考えています。</p>
090629-18	<p>パトロールの強化について、夏季など期間を限定し、知床半島先端部にレンジャーを配置巡視させ、年間あたりの立ち入る観光客数を定めるなどし、適正な利用人数とルールの下、利用させるべき。</p>	<p>夏期だけとは言え、レンジャー(環境省自然保護官)を知床岬などの先端部に常駐させることは困難です。今後、関係機関が連携して、先端部での巡視(パトロール)の強化に努めてまいります。また、これらの地域における適正利用のあり方については利用状況等をモニタリングしつつ、関係機関や地域の皆様のご意見も聴きながら改めて検討したいと考えています。</p>

090629-19	<p>エゾシカによる植生への影響の拡大について、羅臼側先端部においては、人の入植によりゴミ処理等環境保全されてきた歴史があり、その後、人が立ち入らなくなり荒廃が進んだ現実もある。知床半島先端部に数百人が暮らし、エゾシカやヒグマがまれにしか見られない動物であった歴史をきちんと伝えるべき。また、エゾシカの駆除活動と並行し、知床岬元来の植生復元活動をすすめるべき。</p>	<p>先端部での人の生活の歴史とエゾシカが近年になって増加したことについては、ご意見を踏まえて5.(1)イ.(a)エゾシカの一部について修文を行います。ヒグマについては、客観的なデータが得られなかったため、記載は見送ります。 また、エゾシカの駆除は、知床岬本来の植生の回復を目的として実施しているものであり、この他にも、植生保護の観点からアメリカオニアザミの駆除、セイヨウオオマルハナバチの早期発見・防除も進めているところです。</p>
-----------	--	--

(イ)動物

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-10	<p>絶滅危惧種Ⅱ類のケイマフリも加えるべき。2008年には100羽を切る生息数まで減少している。</p>	<p>ケイマフリの生息数が近年減少傾向にあることは承知しております。引き続き5.(1)イ.(イ)a,bに基づき個体数や営巣地等に関するモニタリングを実施するとともに、5(4)エ(ウ)海域のレクリエーション利用の項に記載する取組を実施して参ります。</p>

(c)シマフクロウ

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-3	<p>繁殖地域を指定し、その地域に対して指導では逆効果だと思う。 写真撮影による対策案 ○シマフクロウ・ヒグマ ・行政の許可無しで、国道及び道道知床公園線(指定遊歩道含む)より先へ立ち入ったの撮影禁止・罰則 ・行政の許可無しで、遺産地域での写真・映像により利益行為・一般公開の禁止・罰則 ※行政の許可は厳正に ・許可した者には許可番号を発行 ・公開する写真・映像には許可番号を必ず表示すること ・許可番号無しでの写真・映像を公開した者には罰則</p>	<p>写真や映像の撮影によるヒグマやシマフクロウへの影響を最小限にするため、普及啓発を進める他、ルシャ・テツパンベツ地区の鳥獣保護区特別保護指定区域では法律に基づく撮影の禁止の徹底を図ってまいります。なお、普及啓発にあたって、シマフクロウの生息地を明らかにすることはありません。 また、遺産地域内で撮影された写真等の営利目的での利用を制限することは、現時点では、法制度上できません。</p>
090629-20	<p>文面では、羅臼町内の民宿での給餌活動を認知している。地域の「山の守人制度」を導入するなどして、特定(指定)箇所でのシマフクロウの保護管理を委託してはどうか。</p>	<p>遺産地域におけるシマフクロウの保護増殖は、河川工作物の改良等によって自然条件下での餌条件を改善することを基本とすべきであり、人工給餌を拡大することは好ましくないと考えています。なお、地域の人々を遺産地域の守り手として位置づける「山の守人制度」のご提案は、興味深いものであり、今後、その導入に向けての課題等を検討してまいります。</p>

(2) 海域の保全

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-21	「知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画」の具体的な内容を教えていただきたい。	海域管理計画は、海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的に、平成19年12月に策定したものです。その詳細については、知床データセンターに全文を公開しておりますので、ご覧いただくか、若しくは環境省又は北海道の事務所において閲覧いただくことができます。

(4) 自然の適正な利用

イ. 利用の適正化

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-4	ただ利用者呼び込み、利用者が増えたことに満足していた結果だと思う。利用者を知床五湖の他の地域へ分散しても分散した地域に問題が起きると思う。 ・分散は知床八景までとして欲しい(分散地域の制限)(秘境地(羅臼湖・ポンホロ沼など)への分散はしないでほしい)。秘境が秘境でなくなってしまう。又秘境がなくなってしまう。 ・知床八景以外での営利目的の活動を禁止すべきだと思う。(営利目的の活動は知床八景までにして欲しい)営利目的の活動範囲拡大の防止をして欲しい(条件を付けての立ち入りも営利目的の活動は禁止して欲しい)	無秩序・無計画な利用の分散によって、羅臼湖等の自然環境が悪化することのないように留意いたします。また、個人利用は可で、営利目的での利用だけを禁止することは、法制度上困難だと考えます。適正な利用のあり方については、利用適正化検討会議等の場において引き続き検討していきたいと考えます。
090629-22	過剰利用はあくまで知床五湖の問題であり、羅臼湖や知床半島先端部地区の知床岬とは個別に検討すべき。知床五湖の問題が先端部地区全域の利用規制に反映されるのでは適正な管理計画ではないのでは。管理計画(案)の現状は、斜里町側で生じている問題が主題になっているのではないだろうか。	「過剰利用等の問題」は、知床五湖だけの問題だとは考えていません。また、知床五湖への対応の考え方が、本管理計画全体の適正利用の考え方を規定するものでもありません。実際の利用規制の検討にあたっては、知床五湖、羅臼湖、知床岬などそれぞれの地区毎に、その特性に応じて検討していくこととなります。

ウ. エコツーリズムの推進

整理番号	ご意見の概要	対応
090604-2	知床におけるツアーガイドの質を高めるための管理を進めて欲しい。可能であれば、快適なガイドツアーの利用人数と適切な利用料金のガイドライン、ガイドツアーの資格の認定なども検討して欲しい。	ご意見は、知床エコツーリズム推進協議会とも情報共有し、今後の業務の参考とさせていただきます。

090629-5	この地域(ウトロ・羅臼)の学校で、入学から卒業までの9年間で知床の環境を見て、ふれて、知床がどういう所かを学ぶ場(環境)、知床自然体験学習(仮名)を授業の一つとして取り入れて欲しい。またこの知床自然体験学習(仮名)以外でも、子供達(保護者含む)が知床の自然環境に自由に触れることのできる環境にして欲しい。自由=各施設使用料無料(オロンコ岩駐車場、知床五湖駐車場等)。手続きを遺産センター等で行う手間はあってもよいと思う。	自然体験学習については、関係する学校での類似の取組の実施状況等を把握の上、各学校、教育委員会等とも実施の適否について相談いたします。 また、地元の子供達が自然とふれあうことを促進するための環境整備(有料施設の無料利用等)については、関係する団体等と、その効果を予測・検証の上、実施の適否について検討してまいります。
----------	--	--

エ. 主要利用形態毎の対応方針

(ア) 観光周遊

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-6	知床五湖駐車場入り口での渋滞を解消するため、以下の対策を提案する(混雑時期限定策)。 ・観光バス 遺産センター駐車場で待機。五湖駐車場と連絡をとり、入れ替わりで遺産センター駐車場より五湖駐車場へと移動。待機時間を利用し、遺産センター内、もしくは待機中のバスの中で五湖散策にあたりレクチャーを受ける。また待機時間に余裕があれば、道の駅利用(施設有効活用) ・一般車両 五湖の駐車場が満車になったら、自然センターより先進入禁止(五湖までのドライブ(駐車場利用なし)は通行可能)、自然センター駐車場で五湖の駐車場の空きができるまで待機。もしくは無料シャトルバスで五湖へ(選択)。自然センターに駐車も五湖駐車料金と同じ金額を徴収。 ※シャトルバス運営費は090629-7の意見のとおり、管理費を徴収できた場合はその中でおぎなう。 又、駐車場料金の徴収の中より。	知床五湖等の利用に際しての渋滞対策は、利用者の快適性、安全性と環境保全の双方の観点からも重要と考えています。 その対策として、ご指摘の観光バスのコントロールや、マイカー規制が適切か否かについては、ご提案を踏まえ、今後、知床五湖やマイカー規制の協議会等関係する会議の場で検討していきたいと考えています。
090629-23	現況、開通期間が4ヶ月半しかない知床横断道路において、「自然環境への影響を最小限に留めるために、知床峠を除き通過利用を原則とする」とした意図、根拠は一体なにか。現状、国道である知床横断道路に先んじ、斜里町側の知床五湖に至る道道が開通するが、産業道路と位置づけられる国道の利便改善対処こそ最優先されるべきではないか。	ご意見を踏まえ、一部を修文いたします。 知床横断道路は、昭和39年の国立公園指定の直前に、建設着手された道路であり、建設当初より、自然保護の観点から多くの課題が指摘され、活発な反対運動等も行われていました。このような経緯の下、知床峠を除き、通過利用を原則とするという方針は、昭和57年の「第4回 知床横断道路環境整備協議会」において道路沿線の環境保全(景観、植生保護、ゴミ問題等)を目的として合意され、今日に引き継がれているものです。 なお、国道の利便改善へのご要望は理解いたしますが、低標高地に整備されている知床五湖への道道とは異なり、知床横断道路は高山帯を通過していることから、これらの供用期間の長短を単純に比較することはできないと考えています。

090629-33	<p>通過利用を原則とする。ことに対しては基本的に了解をする。しかし、道路上での駐車規制を引き続き実施する。とあるが、現実には羅臼岳や根室海峡側・国後島を写す観光客など駐停車の車両が多く見られる。カーブ付近での駐停車は、交通事故の原因となることから今後もPRと規制強化が必要と思われる。又、羅臼湖の利用者が増加しているが、羅臼湖入口に駐停車のスペースが無く交通安全上、問題となっている。羅臼湖利用者の乗り降りのため、最低限の駐停車スペースの設置が必要と思われる。については、羅臼湖の適正な利用のあり方について検討する。とあるが、増加する羅臼湖利用者の現状を考えるとこれから検討をするのではなく、早急に現実的な対応が必要と思われる。</p>	<p>羅臼湖の利用のあり方については、積極的な利用促進、入山制限(人数制限)をした上での利用、観光目的利用の禁止等様々なご意見をいただいています。今回のご意見も踏まえ、羅臼湖の利用のあり方については早急に検討を行っていくことといたしますが、ご指摘の駐停車スペースの整備に関しては、単に駐停車スペースを設けただけでは、1台あたりの滞在時間が3～4時間と長時間になり、駐停車スペースにおさまらない登山口周辺での路上駐車を多数誘発することが懸念されますので、ハード面以外の対策も含めて検討していくことが大切と考えています。あわせて羅臼湖の保全と利用に関する基本的な考え方の整理、羅臼湖登山道の適正な収容力と施設整備のあり方についても同時に検討することが重要と考えています。</p>
-----------	---	---

(イ)登山・トレッキング

整理番号	ご意見の概要	対応
090617-1	<p>「知床半島中央部地区利用の心得」について、「先端部地区利用の心得」同様、より具体的なルール作りを求めたい。具体的な内容は以下のとおり。</p> <p>1. 羅臼湖トレッキング利用の心得を具体的に策定すべき。 ・登山道入口の駐車をさせないようにするため、路線バスのトレッキングに合わせた便数増加、シャトルバスの運行を検討すべき。 ・登山道入口に仮設の管理小屋を設け、管理人を常駐させる。業務は、違法駐車の監視、長靴のレンタル、ヒグマ対策のレクチャー、緊急時の連絡場所、登山道情報の提供などを行う。人員不足の場合は地元ガイドなどが代行する。 ・以上のことを行うための予算をつけていただきたい。</p> <p>2. 羅臼岳登山における携帯トイレの普及を徹底させるべき。 ・携帯トイレ普及にはトイレブースの設置が必要不可欠である。 ・利尻山の普及活動を参考に、一時期の携帯トイレの無料配布、前日の宿での配布、レクチャーの徹底など、知床全体での取り組みが必要。 ・以上のことを行うために、羅臼岳携帯トイレ普及委員会(仮称)を設置し、そのための予算をつけていただきたい。</p> <p>3. 各利用地域(知床五湖、羅臼湖、羅臼岳、知床岬、知床岳など)における具体的な利用人数の制限を設け、届出制、許可制など、本格的な利用調整をしていただきたい。</p> <p>4. ゲートを設けるか、入山を許可制にするなど、「利用の心得」を皆が守るようなシステムを作っていただきたい。現状では先端部を利用する人がどれだけ「ルサフィールドハウス」に立ち寄ってレクチャーを受けているのか。</p>	<p>羅臼湖については、ご意見を踏まえて、5. (4)エ. (ア)観光周遊の一部を修正いたします。</p> <p>羅臼湖の利用のあり方については、地元の皆様とともに検討していくこととしており、その中で羅臼湖の利用に関する具体的なルールも策定してまいります。</p> <p>携帯トイレの普及啓発については、昨年度より、調査を実施しているところであり、その調査結果を踏まえて、本格普及に向けて、講じるべき施策を今後速やかに実施して参ります。</p> <p>知床五湖では、すでに利用調整の導入に向けて本格的な検討や地元の方々との調整を進めているところです。羅臼湖、羅臼岳、知床岬、知床岳等他の地区での利用調整の必要性については、それを検討するためのデータ等を収集し、今後、必要に応じて検討していく予定です。</p> <p>先端部の利用者についてはルサフィールドハウスに立ち寄るよう普及啓発に努めるとともに、利用の心得の効果的な普及啓発手法について検討してまいります。また、先端部の利用のあり方については、利用状況等をモニタリングしつつ、関係機関や地域の皆様のご意見も聴きながら今後検討してまいります。</p>
090617-2	<p>「知床半島先端部地区利用の心得」における知床沼の野営禁止については、条件付きで認めるべき。</p>	<p>今後、知床半島先端部地区利用の心得全体の見直しが行われる中で、ご指摘も踏まえて、知床沼の利用のあり方について検討してまいります。</p>

090629-24	携帯トイレや非水溶性のティッシュペーパーをきちんと持ち帰る人間が増えれば問題ないが、水溶性のトイレットペーパーを持参するよう啓発すべき。	現在、携帯トイレの普及に向けての啓発を実施しています。ティッシュペーパーについては、水溶性、非水溶性を問わずに、持ち帰りをお願いいたします。
-----------	--	--

(ウ) 海域のレクリエーション利用

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-25	<p>動力船での上陸が好ましくないとする確たる理由はないか。動力船での上陸人数や上陸後の人間活動を適切に管理し、ルールを設けて利用する分には問題ないのでは。本管理計画(案)は、国民・世界の共有財産である知床半島、こと知床岬先端部が、ごく限られた健全者しか利用しにくい制限を呈示している。</p> <p>知床半島先端部を利用する年間の人件について、どのくらいの人件が適正か、人数制限利用を試行し、モニタリングしていくべき。動力船を利用しての上陸方法は、乗船名簿記帳により、正確な運送旅客数の把握が可能である。また、知床半島先端部の適正利用の啓発普及、保護保全活動を促進する、レンジャーの現場配置を早急に検討し、たとえば羅臼町側の赤岩地区の空き番屋など有効利用すべき。</p>	<p>知床岬への動力船の利用による観光目的での上陸については、昭和50年代には知床岬周辺において遊漁船等による一般観光客の上陸利用が目立つようになったため、自然の保護、観光地化の防止という観点から、昭和59年に関係機関により知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせを出して、自粛等を要請してきました。また、平成20年に策定した知床半島先端部地区利用の心得においても、本申し合わせに基づき動力船による上陸は禁止と記載しているところですが、</p> <p>知床岬の利用のあり方については、全面禁止から一定の制限の下での利用まで様々なご意見をいただいておりますので、これらの地域における適正利用のあり方については利用状況等をモニタリングしつつ、関係機関や地域の皆様のご意見も聴きながら改めて検討したいと考えています。</p>

(エ) その他の利用

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-3	<p>(前掲) 繁殖地域を指定し、その地域に対して指導では逆効果だと思う。 写真撮影による対策案 ○シマフクロウ・ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の許可無しで、国道及び道道知床公園線(指定遊歩道含む)より先へ立ち入ったの撮影禁止・罰則 ・行政の許可無しで、遺産地域での写真・映像により利益行為・一般公開の禁止・罰則 <p>※行政の許可は厳正に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可した者には許可番号を発行 ・公開する写真・映像には許可番号を必ず表示すること ・許可番号無しでの写真・映像を公開した者には罰則 	<p>(前掲) 写真や映像の撮影によるヒグマやシマフクロウへの影響を最小限にするため、普及啓発を進める他、ルシヤ・テツパンベツ地区の鳥獣保護区特別保護指定区域では法律に基づく撮影の禁止の徹底を図ってまいります。なお、普及啓発にあたって、シマフクロウの生息地を明らかにすることはありません。</p> <p>また、遺産地域内で撮影された写真等の営利目的での利用を制限することは、現時点では、法制度上できません。</p>

(6) 保全・管理事業の実施

ア. 関係行政機関等による巡視

整理番号	ご意見の概要	対応
090624-1	環境省自然保護官、自然保護官補佐、林野庁森林管理署森林官の次に森林保護員を追加記載すべき。	ここでは管理機関の主たるものを例示しているもので、具体的な例示はしませんが、実際の現地管理にあたっては、森林保護員(GSS)や環境省のサブレンジャー、グリーンワーカー事業の従事者等とも連携しながら、巡視の強化に努めてまいります。

6. 計画の実施その他の事項

(3) 資金

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-7	世界自然遺産地域をフィールドとして、利用者から料金をいただいて活動している事業団体から、利用者1名につきいくらかを地域管理料(仮名)として行政が徴収し、保護管理に役立て、知床の自然を後世に引き継いでほしい。又、遺産地域をフィールドとして活動している事業団体に世界遺産の趣旨を再度認識し、行動していただきたく思う。事業団体(ガイド協会)には地域住民への理解を得るためにも地域住民へサービスの提供も必要な事だと思う。管理料の中から渋滞解消のためのシャトルバス運営費に充てる。	遺産地域の適正な保護管理と利用に必要なサービスの提供のためには、税金による行政の施策の他、受益者(利用者等)による何らかの方法での資金面での還元が重要であると考えています。ご提案は、この検討にあたっての参考とさせていただきます。

全般

整理番号	ご意見の概要	対応
090629-8	知床岬周辺では先史の遺跡がたくさん存在しているが、以前それらの事実を知らない観光客がそれらを破壊したという話を聞いている。これからも遺跡が適切に保全されるよう管理すべき。	知床岬を訪れる利用者には、ルサフィールドハウスでのレクチャー等を通じて、遺跡等の保全についても、啓発を図ってまいります。
090628-9	海の生態系の保全では、サケ・マス・スケソウが注目されているが、生態系を底辺で支えるプランクトンや、海鳥やソイなどの魚食性魚類の餌資源であるイカナゴの資源量のモニタリングをすべき。	海の生態系の保全は、知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画に定められており、この中では、海洋環境や動・植物プランクトンなどの低次生産、沿岸環境、指標種として定めた「サケ類」「スケトウダラ」「トド」「アザラシ類」「ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ」「オオワシ・オジロワシ」に関するモニタリング・調査を関係機関の協力により行うこととしています。 ご意見は、今後の業務の参考とさせていただきます。
090629-26	斜里町と羅臼町それぞれの歴史的背景、環境、諸状況の違い等を考慮し、両町個別に知床世界自然遺産地域管理計画を検討・作成すべき。	本管理計画は、知床世界自然遺産地域の管理の基本計画となるものであり、町境により、別個の計画とすることは考えておりません。両町の歴史的背景、環境、諸状況等の違いについては、実際の管理の段階で十分に留意していくことといたします。

090629-27	地域住民の意見は最優先であり、地域住民で組織するオンブズマン制度を導入し、相互管理すべきであり、少なくとも30年前の知床半島先端部の歴史や、現状を知る地域住民にヒアリングすべき。	本計画に基づいて作成する年次報告書を用いながら、遺産地域の管理状況や今後のあり方について、地域住民の皆様の意見を聴く機会を広く設けていくことといたします。
090629-28	平成20年4月1日、羅臼町内に設立した「知床羅臼観光船協議会」を、知床半島適正利用検討会議の地域関係団体の構成員に加えてほしい。	今年度、「知床国立公園利用適正化検討会議」のあり方を見直すことになっており、ご意見も踏まえて、構成員等の見直しを検討して参ります。
090629-29	地域産業や経済に振興効果を生じさせない、現管理計画(案)のあり方を見直すべき。	本管理計画は、知床世界自然遺産地域の適切な保全管理を目的に策定したのですが、そもそも世界遺産条約上、世界自然遺産は地域振興や経済振興を目的とする制度ではありません。しかし、実質的には、知床の自然資源の持続的な利用による地域社会の健全な維持は重要な課題であり、管理にあたっては、十分に留意する必要があると考えています。
090629-30	知床半島先端部は、入植(地域産業による利用)により環境が保全されてきた歴史を認識すべき。	ご意見を踏まえて、3. (4)ア. 歴史の一部を修文いたします。
090629-31	知床半島先端部の海岸のゴミ問題については、漂着ゴミが主であり、人間の立ち入りにより生じた問題ではないことを認識すべき。漂着ゴミについて、どのように対処する考えなのか。	知床海岸部の漂着ゴミが、観光目的の利用者に起因して問題となっているものではないことは承知しています。遺産地域内外から排出されるゴミの量を最小限とすべく、関係者ととも、漂着ゴミ対策について検討し、5. (1)ウ自然景観の保全 に基づき撤去を推進してまいります。
090629-32	現在との比較で、過去、知床半島先端部や少なくとも羅臼町の人里に、オジロワシ、オオワシがほとんど飛来せず、エゾシカやヒグマも現れることが少なかった時代を、管理計画の背景に伝えるべき	ご意見を踏まえ、5. (1)イ. (a)エゾシカの記述を一部修文いたします。